

在外職員給与支給要領

平成29年12月15日

要領29第44号

改正 要領30第1号

改正 要領令1第6号

改正 要領令2第13号

改正 要領令3第35号

改正 要領令4第3号

改正 要領令5第1号

改正 要領令6第3号

改正 要領令6第81号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、日本国外で勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与等に関する事項について定めることを目的とする。

(給与等の種類)

第2条 在外職員に支給するものは、在外給与及び在勤手当とし、次の区分のとおりとする。

- 一 在外給与
 - 在勤俸給
 - 扶養手当
 - 賞与
- 二 在勤手当
 - 在勤加俸
 - 配偶者手当
 - 子女教育手当
 - 住居手当
- 2 在勤手当は、在外職員が海外において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとする。

第2章 在外給与

(在勤俸給の決定)

第3条 在勤俸給の号は、別表第1による。

- 2 在勤俸給の月額は、別表第2による額を支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）第11条第2項第4号の規定により定められた外国貨幣換算率（以下第11条第1項、第2項及び第4項において単に「換算率」という。）により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、別表第2による額）とする。
- 3 職務内容等により前2項の規定によりがたい場合には、別に定めることができるものとする。

(扶養手当)

第4条 扶養手当は、扶養親族を有する在外職員に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構職員給与規程（平成16年7月1日規程16第6号。以下「職員給与規程」という。）第11条の規定に基づき支給する。

(賞与)

第5条 賞与は、年2回、6月1日及び12月1日（退職した職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する在外職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

- 2 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の6月1日及び12月1日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

- 3 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（次項により算出される額をいう。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。
- 4 賞与基礎月額は、次の各号の一を合算した額とする。
 - 一 在勤加俸及び扶養手当を合算した額
 - 二 在勤加俸に独立行政法人中小企業基盤整備機構賞与支給要領（平成16年7月1日要領16第84号）別表第1に規定する等級区分に応じた職務加算率を乗じて得た額
- 5 年度の途中で退職した職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

（給与等の支給日等）

- 第6条 給与等（賞与を除く。）は、毎月25日、その月額を支給する。ただし、支給日が独立行政法人中小企業基盤整備機構就業規則（平成16年7月1日規程16第8号）第9条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 2 給与等は、外貨で支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合には、円貨で支給することができる。
 - 3 前項ただし書による支給を受けようとする者は、理事長に願い出るものとする。

（支給方法）

- 第7条 在勤俸給、扶養手当、在勤加俸、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。
- 2 在勤俸給、扶養手当、在勤加俸、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数より日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（支給期間）

- 第8条 在勤俸給、在勤加俸及び住居手当は、在外職員が本邦から勤務地に到着した日の翌日から、本邦に帰任するため勤務地を出発する日の前日まで（以下「在勤手当等の支給期間」）支給する。
- 2 在外職員の配偶者に係る扶養手当は、在外職員の配偶者が本邦から勤務地に到着した日まで支給し、在外職員の配偶者が帰国したためその地を出発する日から支給する。
 - 3 配偶者手当は、在外職員の在勤手当等の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の勤務地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の勤務地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤手当等の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国したためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。
 - 4 子女教育手当は、在外職員の在勤手当等の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（第11条第1項に規定する年少子女をいう。以下この項において同じ。）が当該在外職員の勤務地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤手当等の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその年少子女が帰国したためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては、年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。

第3章 在勤手当

（在勤加俸）

- 第9条 在外加俸の月額は、職員給与規程別表第1に規定する俸給の月額の100分の80に相当する額とする。

（配偶者手当）

- 第10条 配偶者手当は、配偶者を勤務地に伴う在外職員に支給し、その月額は在勤俸給の100分の20に相当する額とする。
- 2 本邦に帰任した在外職員がやむを得ない事由により、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務

地に残留させる場合には、180日以内の期間においてその事由の存する間従前のとおり配偶者手当を支給することができる。

(子女教育手当)

第11条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給し、その月額は、年少子女1人につき8千円を換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき8千円）とする。

- 一 3歳以上18歳未満の子
 - 二 18歳に達した子であって、就学する学校（大学及びこれに準ずる学校を除く。）において18歳に達した日に所属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの
- 2 在外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当する教育施設において教育を受けるべきもの（5歳の年少子女にあっては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当するもの）に限る。以下この項及び次項において同じ。）が在外職員の勤務地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき8千円に、次の各号に掲げる額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として理事長が別途定める額をいう。以下この項及び第4項において同じ。）を控除した額を、換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）を加算した額とする。
- 一 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係わるものに限る。以下この項及び第4項において「必要経費」という。）として理事長が当該職員の勤務地において標準的であると認定する額
 - 二 現に要する当該年少子女に係わる必要経費の額
- 3 前項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が別途指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由があるときは、加算される額は、15万円を限度とする。
- 4 在外職員の年少子女（6歳未満の年少子女（第2項の規定の適用を受ける者を除く。）又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当する教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が在外職員の勤務地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、8千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）とする。この場合において、加算される額は、5万千円を限度とする。

(住居手当)

- 第12条 住居手当は、在外職員が居住している住宅の1か月に要する家賃の額（在外職員の居住している住宅が家具付きである場合には、その額の100分の90に相当する額）から当該家賃の額に別表第3の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、別表第3に定める額（配偶者を随伴しない在外職員にあってはその額の100分の80に相当する額）を限度とする。
- 2 本邦に帰任した在外職員がやむを得ない事由により、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180日以内の期間においてその事由の存する間従前のとおり住居手当を支給することができる。

第4章 給与等の特例

(出張及び休暇帰国)

第13条 在勤俸給の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が60日を超える場合には60日を超える期間についての在勤俸給は支給しない。

- 2 在外職員が休暇帰国の際、配偶者及び年少子女を随伴するときは、勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が60日を超えるものには60日を超える期間についての配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

(公租公課相当額の支給)

第14条 在外職員が勤務地において勤務に係る公租公課を課せられたときは、当該在外職員にその公租公課の額に相当する額を支給する。

第5章 雜則

(雑則)

第15条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（要領29第44号）

この要領は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（要領30第1号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（要領令1第6号）

この要領は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（要領令2第13号）

この要領は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（要領令3第35号）

この要領は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（要領令4第3号）

この要領は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（要領令5第1号）

この要領は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（要領令6第3号）

この要領は、令和6年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第11条第4項中「4万3千円」を「5万千円」に改める規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（要領令6第81号）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日から令和8年3月31までの間は、第10条に規定する配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

別表第1

号俸表

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
職員給与規程別表第1に定める等級及び号俸	1等級1号 俸以上の者	2等級17号 俸以上の者	3等級29号 俸以上の者	4等級59号 俸以上の者	4等級39号 俸以上の者	4等級16号 俸以上の者	5等級42号 俸以上の者

別表第2

在勤俸給表

(単位：円)

勤務地別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
バンコク	490,400	470,800	441,300	392,300	343,200	294,200	255,000
デュッセルドルフ	552,000	516,800	484,500	430,700	376,800	323,000	280,000
ホーチミン	480,000	447,600	420,700	375,700	330,800	285,800	249,800

別表第3
住居手当表

勤務地別	控除率	単位	1号及び2号	3号	4号	5号及び6号	7号
バンコク	13.9%	タイ・バーツ	96,515	85,378	74,242	66,818	59,394
デュッセルドルフ	21.2%	ユーロ	1,697	1,501	1,305	1,175	1,044
ホーチミン	9.3%	アメリカ・ドル	4,129	3,653	3,176	2,859	2,541

備考

勤務地別は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）別表に準拠して定めるものとする。